

事 務 連 絡

平成31年 1月 8日

入札参加資格業者各位

備前市契約管財課長

一括下請負禁止の明確化について（通知）

平素から、備前市の入札及び契約業務に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、国土交通省から、新たに一括下請負の判断基準の策定がなされ、元請と下請それぞれが果たすべき役割を具体的に定め、一括下請負の禁止の更なる徹底を図る旨が通知されました。

それを受け、本市が発注する建設工事においても、下請けに付する場合は、「**実質的に関与**」の判断基準として別紙の事項が必要となりますのでご留意してください。

なお、「**実質的に関与**」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、自ら施工計画の作成し、**工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等の全て**を行っていることです。

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

⇒元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

②下請（①以外の者）が果たすべき役割

⇒下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

（注）※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項